二重課税を解消する価格の表示－本来価格

まだ馴染のない言葉ですが、消費税法第６３条で定められた間接消費税を含む（転嫁された）価格で、同条から「専ら他の事業者に課税資産の譲渡等を行う場合を除く。」を削除して直接消費税（外消費税）と決別する意味があります。

外消費税の旨みを放棄して「本来価格」で取引する事業者は皆無に近く、消費者から吸い上げた外消費税２０兆円（2.5×8）を事業者の懐に収める仕掛けの消費税行政はタコが自らの足を喰うようなことを促すもので経済を歪にし、社会を毀損させます。

そこで外消費税の授受を廃すると生じる消費者物価指数の変動を抑える（本来価格＋５％拠出金）という眞価格表示方式を開発しました。ここで５％拠出金はコミュニティに還流させ地方債の減債など住民主権の確立に活用します。

∑本体価額　売上げ／消費税納付

∑５％拠出金　地方債の減債など

総額表示

本体価格＋８％消費税

平成２６年４月以前に戻す

眞価格表示方式

本来価格＋５％拠出金

下図１は国税庁の説明図を模し、改正消費税法第６３条により事業者間取引で外消費税を授受しなくて済むことを説明する図で、ここで税抜価格は本来価格を1.1で除した値です。

**注**

**本来価格＝**

**税抜価格×1.1**

**税転嫁額**

**税抜価格×0.1**

**消 費 者**

**税抜価格 92,592**

**支払額 101,851**

**転嫁総額 9,259**

**消費者が負担す**

**る消費税 9,259**

**事業者が個別に**

**納付する消費税**

**A+B+Cの合計**

**小 売 業 者**

**税抜価格 92,592**

**売上げ 101,851**

**転嫁額 　2,778**

**消費税③　 9,259**

**仕入れ　　 71,952**

**消費税②　　6,481**

**納付税額 ・ C**

**③－②＝2,778**

**卸 売 業 者**

**税抜価格 64,814**

**売上げ 71,295**

**転嫁額 　1,881**

**消費税②　 6,481**

**仕入れ　　 50,600**

**消費税①　　4,600**

**納付税額 ・ B**

**②－①＝1,881**

**製 造 業 者**

**税抜価格 46,000**

**売上げ 50,600**

**転嫁額 　 4,600**

**消費税①　 4,600**

**納付税額 ・ A**

1. **＝ 4,600**





|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 価格の表示方式 | | 製造業者 | 卸売業者 | 小売業者 | 消費者支払額 |
| 眞価格表示**１０％** | 本来価格  取引Ａ | 50,600 | 71,295 | 101,851 | 101,851＋5,092  計　106,943 |
| 総額表示**１０％** | 本体価格  取引Ｂ | 50,600＋  5,060 | 71,295＋  7,129 | 101,851＋10,185 | 101,851＋10,185  計　112,036 |
| Ａ－Ｂ | | **－5,060** | **－7,129** | **－10,185** | **－5,093** |
| 総額表示**８％** | 本体価格  取引Ｃ | 50,000＋  4,000 | 70,000＋  5,600 | 100,000＋  8,000 | 100,000+  8,000 |
| Ａ－Ｃ | | **－3,400** | **－4,305** | **－6,149** | **－1,057** |

下表は、国税庁の説明図を参考に表示方式別に対比した授受額で、５％拠出金を消費者が負担しても何れの総額表示より消費者負担が少ないことが分かります。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（単位:円）

注：上図１で製造業者、卸売業者、小売業者のそれぞれの売上げ50,000、70,000、100,000を0.08で除してそれぞれ46,000、64,814、92,592になり、これに0.1を乗じた額を加算するとそれぞれ上表の本来価格50,600、71,295、101,851になります。

消費税法第６３条により表示された価格には間接消費税額が含まれており、外消費税の授受に関係なく同法により算出する次式で消費税の納付額は決まるので国の消費税税収は確保されます。  
  
消費税納付額＝（税抜）課税売上に係る消費税額（同法第２８条）－  
　　　　　　　　　　　　課税仕入れに係る消費税額（同法３０条）  
  
取引で行われる外消費税の授受は日本国憲法第３０条の「国民は、法律の定めるところにより、納税の義務を負ふ。」という条規に反し、事業者は少なくとも∑外消費税額から消費税納付額を差し引いた莫大な額を「ねこばば」しています。

現行の消費税法第６３条の規定中の「専ら他の事業者に課税資産の譲渡等を行う場合」を削る改正により、取引における外消費税の授受が抑えられ、二重課税を解消できます。

これが本来の消費税行政といえるでしょう。